

避難者通信 第 149 号 2024/11/6

皆々様

お元気でいらっしゃいますか？

BCC で失礼いたします。

重複ご容赦下さい。 矢ヶ崎克馬

(1) 学習会へのお誘い (再)

第 65 回つなごう命の会定例学習会

そろそろ、ICRP/国際原子力ロビーの支配に終止を打ちませんか？

第 3 弾

100mSv 以下では臨床的なリスク確認は無い間違い

— 巨大な被害が隠されている —

ICRP (2007 年勧告) は次のように述べます。

① 「100 ミリシーベルト (mSv) 以下の放射線量であれば、[確定的影響](#)については、臨床的に意味のある機能障害は発生しないと判断」(60)

② がんリスクの推定に用いる疫学的方法は、およそ 100 mSv までの線量範囲でのがんのリスクを直接明らかにする力を持たないという一般的な合意がある。(A86)

③ 被曝防護の観点から設定されていた「一般公衆年間 1 mSv」を事実上無効にして、国家統治の観点で設定された緊急時被ばくの参考レベルに 100 mSv が用いられた。

これらにより、例えば原発労働者の労災申請訴訟においては 100 mSv が却下の条件となっている。

— 本当か？

これらを否定する明確な疫学調査があり、原爆被災者の寿命調査第 14 報では「最も確からしいしきい値はゼロ」とされる。

ここでは、100mSv 論を支える

山下俊一グループ「低線量放射線被ばくによる DNA 損傷の誘導と排除」は

ニケタ以上の吸収線量過大評価があり、実際は 2mSv 程度で電離の損傷が修復されないことが確認されたのである。培養膜が、荷電粒子平衡が成り立たない薄さであることにより

— 「100mGy では全損傷修復」は誤り ⇒ 「0.7mSv では全損傷修復」

— 「250mGy では損傷修復がなされなかった」は誤り ⇒ 「およそ 1.7mGy で損傷修復なされず損傷残留」に変更すべき—

ICRP は科学的に正しく被曝被害を位置づけることを避けるために

「実効線量」なる架空の線量を体系化して、

内部被曝の危険性などを見えなくしてきたことを、既にご紹介しました。

それに加えて、

数値的な隠蔽手段として「100mSv 以下は安全」と被曝被害を見えなくしている事は許せざる放射線被曝における人格権破壊です。

その手段を知りましょう。

参考①鈴木正敏等：「低線量放射線被ばくによる DNA 損傷の誘導と排除」

②Richardson DB, et al. Cancer mortality after low dose exposure to ionising radiation in workers in France, the United Kingdom, and the United States (INWORKS): cohort study. *BMJ*. 2023

③放影研：「LSS14 報」

日時

2024 年 11 月 16 日(土) 16 時からおよそ 2 時間

(1) 会場

牧志駅前星空公民館 第 3 学習室

(2) ズーム参加

ZOOM URL パスワード等

<https://us04web.zoom.us/j/7718813361?pwd=>

UllnS21xQWRYOXRLNIZKNFRxN08xQT09

ミーティング ID: 771 881 3361

パスコード: D8R2Lt

参加予定の方は事前に<yagasaki888@[gmail.com](mailto:yagasaki888@gmail.com)>までご連絡ください。

(Aを@にご変更ください)

参加費無料です

(2) 止めるなら今！あなたのまちに放射能汚染土がやってくる | 「放射能拡散に反対する会」さん他多数の皆さんが訴えています。

賛同署名をお願いします。

<https://chng.it/XwXC4Wg LH4>

政府・環境省は東京電力福島第一原発事故で放射能汚染された福島県内の土を「除染」と称して剥ぎ取り、福島第一原発に隣接する「中間貯蔵施設」に運び込みました。そして 8,000Bq/kg 以下の汚染土を「再生利用」と称し道路の路盤材などとして日本全国で使わせ

ようとしています。

私たちは以下の履行を求めます：

1. 汚染土再利用に関する検討・協議の場をすべて公開し、透明性を確保してください。
「IAEA 専門家会合」について、IAEA による「サマリーレポート」や「要旨（仮訳）」だけでなく、議事録や会合で提示、配布した資料をすべて公開してください。
2. 省令改正で一方的に汚染土再利用を進めないでください。
3. 汚染土再利用を賛成派の有識者のみで進めるのではなく、反対派の有識者との公開討論の場を保障してください。
4. 汚染土をどう処分すべきか、一方的に理解・賛同を求めるための広告宣伝に多額の税金を投入するのではなく、広く国民との直接対話の場を設けてください。
5. 汚染土再利用計画を撤回してください。